

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項	小児慢性特定疾病医療費支給に係る支給認定	母子健康課

- 1 審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項及び第4項に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、40日とする。ただし、支給認定に必要な医療保険者への適用区分の照会期間及び小児慢性特定疾病審査会で審査が保留になった期間は標準処理期間に含まないものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。